



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:戸崎

障がい者雇用について

中央省庁での障がい者雇用率の水増しが発覚し、大きな問題になっています。今回のあおぞらLetterでは、障がい者雇用に関するポイントについてご案内いたします。



1. 障害者の雇用義務

● 障害者雇用促進法では、事業主に対して障害者の雇用義務を課しています。具体的には、事業主は次のことを実施しなければなりません。

- ① 障害者の雇用状況の報告(毎年6月1日現在)(※)
- ② 納付金の申告(法定雇用率未達成の場合)
- ③ 調整金または報奨金の申請(法定雇用率達成の場合)
- ④ 障害者に関する書類の保存・備え付け

法定雇用率	未達成	常用労働者100人超	納付金	不足1人あたり月額5万円 (常用労働者200人以下の場合は4万円)
	達成	常用労働者100人以下	調整金	超過1人あたり月額2万7千円
			報奨金(※)	超過1人あたり月額2万1千円

(※) 報告義務のある事業主は、企業全体の常用労働者が45.5人以上(民間企業の場合)の事業主です。
(※) 雇用している障害者数が0人の場合でも報告義務があります。

(※) 各月において障害者を4%または6人のいずれか多い数を超え雇用する事業主に限る

2. 法定雇用率とは

● 現在の法定雇用率は下のとおりで、更に引き上げが予定されています。

区分	2018年4月~	2021年4月までに
民間企業	2.2%(45.5人以上)	2.3%(43.5人以上)
特殊法人等	2.5%(40人以上)	2.6%(38.5人以上)
都道府県等の教育委員会	2.4%(42人以上)	2.6%(38.5人以上)
国、地方公共団体	2.5%(40人以上)	2.5%(40人以上)

(注) ()内の数値は障害者を雇用しなければならない従業員規模を表す。

● しかし、実際の雇用率は下のとおりです。

実際の雇用率は?	
民間企業(50人以上規模)	1.97%
1000人以上規模の企業	2.16%
中央省庁の再調査の結果	
◎省庁全体: 1.19% (2.49%)	
・国税庁: 0.67% (2.47%)	
・法務省: 0.80% (2.44%) など	
※ ()内は再調査前	

例

常時雇用している労働者が120人の企業の場合、2人以上の障害者雇用義務があります。

$$120 \text{人} \times 2.2\% = 2.64 \text{人}$$

(法定雇用率)

2人(小数点以下切り捨て)

3. 障害者の確認方法と算定方法

- 障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度の対象となる障害者は、下表の障害者手帳等によって確認します。
- 雇用する障害者の数は、障害者1人につき下表のように算定します。

	確認する手帳	週所定労働時間(※)	
		30時間以上	20時間以上 30時間未満
身体障害者	身体障害者手帳	1	0.5
		重度: 2	1
知的障害者	療育手帳 (自治体によっては別の名称を用いる場合も。 例: 東京都「愛の手帳」)	1	0.5
		重度: 2	1
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳	1	0.5→1

精神障害者である短時間労働者で、新規雇い入れから3年以内の方 又は、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方 かつ、平成35年3月31日までに雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方については、0.5でなく1と算定します。
※ただし、上記を満たしていても対象にならない場合があります。詳しくはハローワークにお尋ねください。

(※) 週所定労働時間は、契約上の労働時間が基準となります。ただし、障害者雇用納付金制度の算定については、実際の労働時間が所定労働時間より短い場合、実際の労働時間を基準にカウントすることがあるのでご注意ください。

● 詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000065285.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000201963.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277